

令和7年度		委 託 仕 様 書		市 単	
委 託 名	公共下水道(汚水)不明水実態調査業務委託				
委 託 箇 所	春日部市藤塚外地内				
路 河 川 名 称					
事 業 名					
地 区	(0001)	県南			
適 用 年 月	(R0707)	令和7年7月			
業 務 大 要	○誤接続調査(352世帯) 公共下水道(汚水)宅地内排水設備に係る浸入水の実態調査				

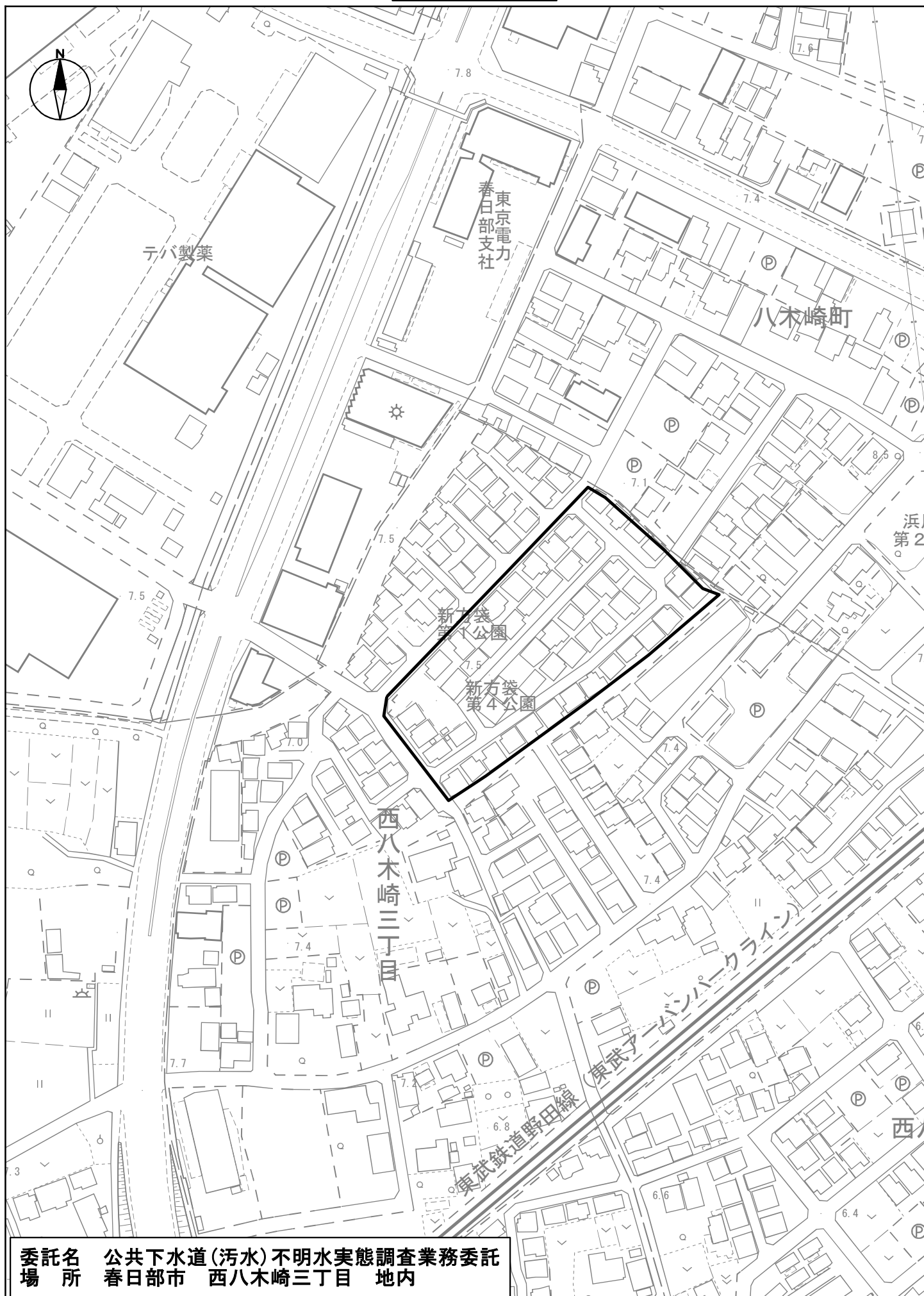
案 内 図



委託名 公共下水道(汚水)不明水実態調査業務委託
場 所 春日部市 藤塚 地内

春日部市
豊野分署

案 内 図



委託名 公共下水道(汚水)不明水実態調査業務委託
場 所 春日部市 西八木崎三丁目 地内

委 託 費 内 訳 書									
工事区分	工種	種別	細別	規格					
					数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
業務委託費									
直接原価									
直接人件費									
調査計画準備						式			第0001号一位代価表
					1.0				
誤接続調査						式			第0002号一位代価表
					1.0				
報告書作成						式			第0003号一位代価表
					1.0				
直接業務費									
諸経費						式			
					1.0				
業務価格									
消費税相当額						式			
					1.0				
業務委託料									

第0001号 一位代価表（施工歩掛表）調査計画準備

1.00式 当り

1 式

名 称 / 規 格	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
普通作業員		人			
軽作業員		人			
合 計					

第0002号 一位代価表（施工歩掛表）誤接続調査

1.00式 当り

1 式

名 称 / 規 格	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
技 術 員		人			
軽作業員		人			
合 計					

1 式

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
普通作業員		人			
軽作業員		人			
合 計					

公共下水道（污水）不明水実態調査業務委託特記仕様書

第1章 総則

（適用範囲）

第1条 本特記仕様書は、春日部市（以下「発注者」という。）が実施する「公共下水道（污水）不明水実態調査業務委託」に適用する。

（目的）

第2条 流入下水量のうち下水道料金等で把握することが可能な水量以外の下水量（以下「不明水」という。）が増加してきており、排水能力を超過する下水量の流入による溢水の危険性、汚水処理費用の増加の要因となっている。

本業務では、不明水対策及び維持管理計画の基礎資料を得るため、これら不明水の実態を把握することを目的とする。

第2章 業務の内容

（業務の概要）

第3条 本業務では、不明水のうち雨天時における浸入水（以下「雨天時浸入水」という。）の実態を把握するため、次に掲げる調査を行うものとする。

（1）誤接続調査

宅地内の排水設備（以下「排水設備」という。）について、雨天時浸入水が流入する経路となり得る雨樋等の排水設備への接続の有無に関して調査する。

（法令等の遵守）

第4条 本業務は、契約図書及び本特記仕様書によるほか、関連する法令等に基づいて実施するものとする。

（現場体制）

第5条 受注者は、現場に技術者を常駐させて、所定の業務に従事させなければならない。

2 受注者は、善良な調査員を選定し、秩序正しい調査を行わせ、かつ、熟練を要する調査には、相当の経験を有する者を従事させなければならない。

3 受注者は、適正な調査の進捗を図るとともに、調査に必要な調査員を配置しなければならない。

第3章 調査の実施

(一般事項)

第6条 受注者は、本業務の目的及び調査対象区域の特性を十分理解したうえで、業務計画を作成し効果的な調査を行うものとする。

(参考資料)

第7条 本業務の実施にあたっては、次の図書を基本とするものとし、その他参考となる資料等も参考として適切な作業を行うものとする。

- (1) 不明水対策の手引き（令和4年7月（社）全国上下水道コンサルタント協会）
- (2) 下水道管路施設における浸入水防止対策指針（昭和57年10月（社）日本下水道協会）
- (3) 下水道施設計画・設計指針と解説 2019年版（（社）日本下水道協会）
- (4) 下水道維持管理指針 2014年版（（社）日本下水道協会）

(誤接続調査)

第8条 誤接続調査は、雨樋等の誤接続経路の特定及び排水設備の不良等による不明水の浸入経路を特定することを目的とする。

- (1) 配管系統の地表面の状況を目視により確認し、沈下、陥没等の状況について調査する。
- (2) 枳については、枳ごとに内部を調査し、雨樋等からの接続の有無について調査する。あわせて、本体部、蓋枳部の目視により確認し、損傷等による不明水の浸入の可能性について調査するとともに、確認できる範囲において鏡等を使用して管渠内部の状況調査を行う。

また、必要に応じて、雨樋等から水を流下させることにより、排水経路を調査するものとする。

- (3) 誤接続調査については、各戸毎に別紙「宅内排水設備調査報告書（様式1）」を作成するとともに、排水設備の状況写真を撮影するものとする。

なお、写真については、次の方法により撮影するものとする。

- ①雨樋等の誤接続または枳等の損傷が確認されたときは、業務名、撮影場所、撮影箇所、誤接続または損傷等の状況を明記した黒板等を掲示し、全景及び詳細写真を撮影すること。
- ②誤接続または枳等の損傷が確認されなかったときは、上記と同様の内容を明記した黒板を掲示し、蓋を開けた状態の排水設備の全景、代表的な枳の内部の写真を撮影すること。

- (4) 雨樋等の誤接続または桷等の損傷が確認されたとき、雨水系統の分断等、本業務の範囲内でできる対策を実施すること。

第4章 成果品

(成果品に対する責任の範囲)

第9条 本業務の完了後であっても、成果品に不備等が発見された場合は、発注者の指示により受注者の負担と責任において速やかに補足、修正を行うものとする。

(成果品の帰属)

第10条 本業務における成果品はすべて発注者に帰属するものであり、発注者の許可なく他に公表、貸与及び使用してはならない。

(成果品)

第11条 成果品は以下のものとする。

- | | |
|------------------------------|-----|
| (1) 調査報告書 | 1 式 |
| (4) 写真帳 | 1 式 |
| (2) 上記の報告書、その他資料を格納したデータディスク | 1 式 |
| (3) その他発注者の指示のあったもの | 1 式 |

第5章 その他

(損害賠償及び補償)

第12条 受注者は、下水道施設に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、その指示を受けるとともに、速やかに現状復旧しなければならない。

2 受注者は、調査にあたり、万が一注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償に全責任を負わなければならない。

(地元住民等との協調)

第13条 受注者は、調査を実施するに当たり、住民等に調査内容を説明し、理解と協力を得なければならない。

2 受注者は住民等からの要望、もしくは住民等と交渉があったときは、遅延なく発注者に申し出て、その指示を受け、誠意をもって対応し、その結果を速やかに報告しなければならない。

3 受注者は、いかなる理由があっても、住民等から報酬または手数料等を受け取ってはならない。なお、調査員等についても、十分監督指導すること。また調査員が万が一そのような行為を行った場合は、受注者がその責任を負うこと。

(貸与資料)

第14条 本業務に必要な資料は発注者が受注者に貸与する。受注者は貸与を受けた資料の取り扱い等に十分注意し本業務完了後は速やかに発注者に返還するものとする。

2 受注者は、必要により貸与された資料を複製する場合は、発注者の承認を得ること。

(情報管理及び情報保護対策)

第15条 受注者は、本業務で取り扱う情報については、個人情報はもとより、発注者より貸与された如何なる資料及び情報についても適正に管理しなければならない。

(疑義の協議)

第16条 本業務の実施にあたり、本特記仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合はその都度発注者受注者協議して定めるものとする。